

地域における 避難行動要支援者の 避難支援体制づくり

～地域で行う避難支援～



那覇市 福祉部 福祉政策課

災害時にひとりで避難することができず、 地域の支援を必要とする人たちがいます

地震や風水害などの災害が起こった場合、高齢者や障がいのある方など、災害時にひとりで避難することが難しい「避難行動要支援者」は、避難するときに何らかの手助けが必要です。

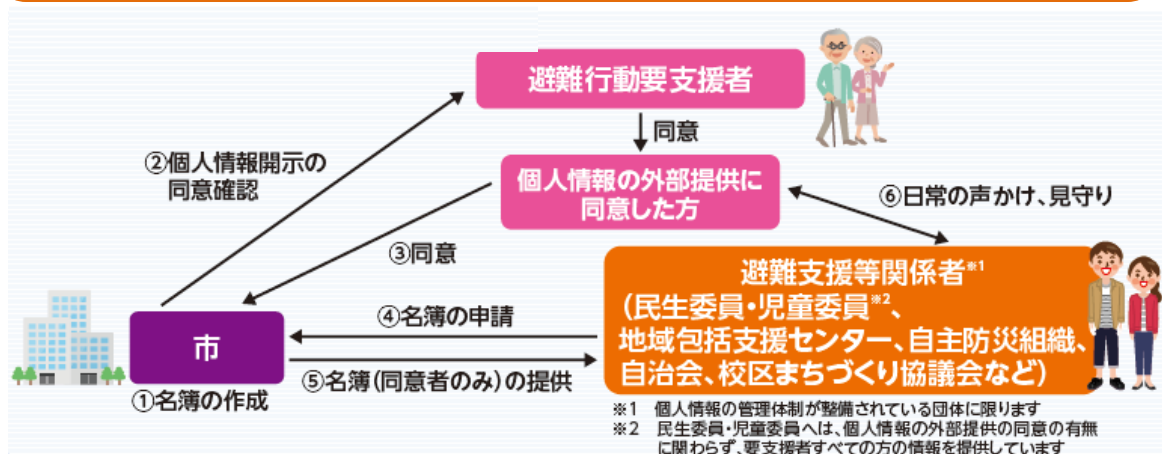
過去の災害からわかるように、大規模災害が発生した場合、道路の寸断やライフラインの断絶などで自治体・消防・警察などの「公助」である行政機関による救出活動がすぐにできるとは限らないことから、要支援者自身が「自分の身は自分で守る」という「自助」の備えと、地域で安否確認などの避難支援を行う「共助」が必要になります。

そこで、銘苅小学校区をモデル地区とし、銘苅小学校区まちづくり協議会と平成30年度から令和2年度までの3年間、地域での避難支援体制づくりに取り組んできました。

この冊子は、そのモデル地区事業を参考に、要支援者を地域のみなさんで支援する体制をつくるための方法やポイントを整理したものです。

安心して暮らすことができる地域づくりのため、それぞれの地域でできることからはじめてみましょう。

避難行動要支援者の支援制度のしくみ



目次

1 避難行動要支援者制度について

- (1) 避難行動要支援者（要支援者）とは 1
- (2) 避難行動要支援者名簿とは 1
- (3) 避難行動要支援者名簿の提供先 1
- (4) 個別避難計画とは 2
- (5) 地域で協力して支援体制を！ 2

2 避難行動要支援者への支援の進め方

- ステップ1 要支援者の支援活動を行うメンバーを決める . . . 4
- ステップ2 地域の要支援者の情報を集める 5
- ステップ3 地域の要支援者を把握する 6
- ステップ4 要支援者とコンタクトをとってみる 7
- ステップ5 「個別避難計画」を作り、写しを市へ提出する . . . 8
- ステップ6 日頃の見守りスタート！ 11
- ステップ7 防災訓練に参加してみよう 12

3 個人情報の取扱いについて

- 避難行動要支援者名簿の管理方法 13
- ステップ1 名簿管理者を決めよう 13
- ステップ2 保管場所を決めよう 13
- ステップ3 注意事項を決めよう 13

4 銘苅小学校区まちづくり協議会での取組紹介

- (1) 銘苅小学校区について 14
- (2) モデル地区事業での取り組み 15
- (3) モデル地区事業での取り組み内容の紹介 16

5 よくある質問

- よくある質問 18

【様式集】

1 避難行動要支援者制度について

(1) 避難行動要支援者（要支援者）とは

高齢者や障がいのある方など、災害時に自力で避難することが困難で他の人の支援を必要とする方のことです。

避難行動要支援者の要件

在宅の方で次の①から⑦に該当する方

ただし、施設入所者や長期入院患者は除きます

- ① 要介護認定 1 から 5 を受けている方
- ② 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）を所持する方
- ③ 療育手帳 A 1・A 2 を所持する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する方
- ⑤ 特定医療費（指定難病）受給者証、
小児慢性特定疾病医療受給者証を所持する方
- ⑥ 65 歳以上の高齢者のみの世帯
- ⑦ その他災害時に自力で避難することが困難な方

(2) 避難行動要支援者名簿とは

災害時において、避難行動要支援者の避難支援や
安否確認に役立てるため、個人情報の外部提供についての
同意確認を行い、同意された方の名簿を作成しています。



(3) 避難行動要支援者名簿の提供先

民生委員・児童委員、地域包括支援センター、自主防災組織、自治会、
校区まちづくり協議会などの「避難支援等関係者」からの申請に基づき提
供いたします。

※個人情報の管理体制が整備されている団体に限ります。

※名簿の提供を受けた者、団体には秘密保持義務が課せられます。

※名簿の提供については、避難支援等関係者からの申請が必要です。

(4) 個別避難計画とは

要支援者一人ひとりについて、誰が支援するのか、どこの避難所へどんな方法で避難支援を行うかなどを事前にまとめた計画書のことです。

災害時の避難に必要な支援の内容を事前に決めておくことで、避難を円滑・迅速に行うことができます。

(5) 地域で協力して支援体制を！

大規模災害が発生すると、行政機関による救出活動がすぐにはできるとは限りません。災害時に頼りになるのは、隣近所の方や自治会、自主防災組織などの「地域の人」です。

お互いに顔見知りであれば、いざというとき助け合うことができます。



災害に備えて地域で日頃からできること

1 顔の見える関係をつくっておきましょう

- ・あいさつや声かけ
- ・地域行事への参加

2 支援の必要性を話し合しましょう

- ・支援が必要な方からどのような助けが必要か話しておく

3 見守り活動

- ・関係づくりができると、支援が必要な方を地域が気にかけることにつながり、孤独死などの防止にも繋がります。

4 防災訓練の実施

- ・避難経路や避難場所の確認
- ・支援が必要な方のニーズを知る



2 避難行動要支援者への支援の進め方

ステップ1 要支援者の支援活動を行うメンバーを決める

- ・地域でどのような体制で取り組むかを話し合おう
- ・地域防災や避難行動要支援者の支援制度の勉強会を開催しよう

ステップ2 地域の要支援者の情報を集める

- ・避難の支援が必要な方が地域のどこにいるのか、情報を集めよう
- ・「避難行動要支援者名簿」を市から受領しよう
- ・個人情報の取り扱いなどのルールを決めよう

ステップ3 地域の要支援者を把握する

- ・「避難行動要支援者名簿」や地域で把握している情報を活用し、地域にいる要支援者を把握しよう
- ・「要支援者マップ」を作成してみよう

ステップ4 要支援者とコンタクトをとってみる

- ・要支援者に連絡し、地域の取り組みについて説明してみよう

ステップ5 要支援者と「個別避難計画」を作ろう

- ・要支援者から困りごとなどを聞き取ってみよう
- ・避難支援に必要な情報を確認し、「個別避難計画」を作成しよう
- ・作成した「個別避難計画」は那覇市へ提出しましょう

ステップ6 日頃の見守りスタート！

- ・日頃のあいさつや地域活動をとおして、顔の見える関係をつくろう

ステップ7 防災訓練に参加してみよう

- ・防災訓練で「個別避難計画」の検証をしよう

ステップ1 要支援者の支援活動を行うメンバーを決める

① 地域でどのような体制で取り組むかを話し合おう

- ・まずは関係者で集まり、要支援者の支援活動を行うメンバーを決めてみよう。
- ・メンバーは地域のことをよく知っている人にも協力してもらおう。

メンバーの具体例

- ・自治会の役員、福祉や防災の担当者
- ・自主防災組織や消防団のメンバー
- ・民生委員・児童委員
- ・地域包括支援センター職員
- ・社会福祉協議会のCSW(コミュニティソーシャルワーカー) など



② 地域防災や要支援者支援の勉強会を開催しよう

- ・勉強会を開催し、地域で取り組むことを理解しよう。

勉強会の内容

- ・災害への備え
- ・災害時の地域の課題
- ・避難行動要支援者の制度
- ・個別避難計画の作成方法
- ・要支援者の避難・誘導方法



ポイント

- ◆メンバーは地域のことをよく知っている人に協力してもらおう
- ◆避難行動要支援者について勉強会を開催し、
要支援者が災害時にどのような支援が必要か把握しよう

ステップ2 地域の要支援者の情報を集める

① 市から貸与している「避難行動要支援者名簿」や地域で把握している情報から、要支援者の情報を集めましょう

市から名簿を受領する際の流れ（様式は P22～P24）

1. 那覇市へ申請書等の提出

- ・「那覇市避難行動要支援者名簿提供申請書(第 2 号様式)」
- ・「那覇市避難行動要支援者名簿の取扱いに関する誓約書(第 3 号様式)」

2. 名簿の提供

那覇市から名簿の受取りについて連絡がありましたら、下記の書類を提出し、名簿の受取りをお願いします。

- ・「那覇市避難行動要支援者名簿受領書（第 4 号様式）」



3. 名簿の更新・返却・事故報告

名簿の更新：年に 1 回、名簿を更新します

名簿の返却：新しい名簿の提供時に、更新前の名簿を返却してください
また、名簿を使用しなくなった時は市へ返却してください

事故の報告：名簿の紛失や情報漏えいが生じたときは、速やかに市へ報告し「那覇市避難行動要支援者名簿紛失届(第 5 号様式)」を提出してください

② 「避難行動要支援者名簿」の管理方法を決めよう

- ・名簿は個人情報です。どのように管理するか話し合いましょう

「避難行動要支援者名簿」の管理のポイント

- ・保管場所をきめる（鍵のかかる引き出しや金庫）
- ・名簿を管理する責任者を決める
- ・名簿の使用方法を決める（コピー、名簿の写真撮影は不可）



名簿管理責任者

ポイント

- ◆福祉政策課へ「避難行動要支援者名簿」の申請をすると、個人情報の外部提供に同意をした地域の要支援者の名簿が提供されます
- ◆「避難行動要支援者名簿」は個人情報です。名簿の管理方法を決めましょう

ステップ3 地域の要支援者を把握する

① 「避難行動要支援者名簿」や地域で把握している情報を活用し、地域にいる要支援者を把握しよう

避難行動要支援者名簿に記載されている内容

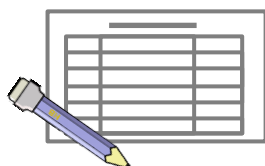
- ①住所 ②氏名 ③性別 ④年齢 ⑤電話番号
- ⑥世帯区分（独居、同居）
- ⑦避難支援を必要とする理由（高齢、障がい、介護、難病）

② 「要支援者マップ」を作成してみよう

- ・名簿を活用し、要支援者の場所を地図へ落とし込もう
- ・地図へ避難所の場所などを記載しよう

用意するもの

- ☐ 筆記用具
- ☐ 避難行動要支援者名簿
- ☐ 地図



ポイント

- ◆「避難行動要支援者名簿」を活用することで、地域の要支援者を把握することができます
- ◆要支援者の自宅位置を住宅地図等に落とし込んだ「要支援者マップ」を作成することで、地域のどこに要支援者がいるのか、要支援者の近くに避難支援者になりそうな人はいるか、避難所は近くにあるかななどの情報がすぐにわかります

ステップ4 要支援者とコンタクトをとってみる

① 要支援者に連絡し、地域の取組みについて説明してみよう

- ・要支援者と日頃から関わりのある方が連絡してみよう

連絡するときのポイント

例①「災害が起こった時に、地域で助け合える取組みを行っています。

災害時の困りごとや地域で支援できることがないか、聞き取りを行いたいと考えていますが、一度お会いできますか？」

例②「災害が起こった時の一人ひとりの避難計画を、地域で作成しています。

避難計画を一緒に作成したいので、一度、訪問してもいいですか？」



② 要支援者と避難計画の作成場所や日時を調整しよう

- ・要支援者と「聞き取りを行う場所」「避難計画を作成する場所」「日時」を調整しましょう。
- ・要支援者が家族と同居していたり、近くに住んでいる場合は、家族も同席できないか確認してみましょう。
- ・「聞き取りや訪問する方の名前」を伝えましょう。

家族が一緒だと安心！

ポイント

- ◆要支援者と日頃から関わりのある方が連絡することで、要支援者が安心して取組みに参加することが出来ます
- ◆要支援者の家族も同席してもらうことで、いろんな意見や困りごとを聞き取ることが出来ます
- ◆聞き取りを行うときは、自宅に訪問する方法と自治会事務所などに来ていただく方法があります

ステップ5 要支援者と「個別避難計画」を作ろう

① 聞き取りを行うメンバーの役割を決めましょう

- ・聞き取りを行うメンバー数は負担にならないよう、少人数(3～4人)で短時間(30分程度)で行いましょう。

メンバーの役割例

進行者



取り組みの説明、
進行を担当

質問者



聞き取りを担当
要支援者と顔見
知りの方が適任
です。

記入者



個別避難計画
の記入担当

記録係



地図への記録担当
避難所までの経路や
避難支援者の場所を
確認

② 要支援者から聞き取りを行い「個別避難計画」を作成しよう

- ・「個別避難計画」は、災害時に要支援者が速やかに避難できるよう、事前に作成する避難計画です。(様式はP20～P21)
- ・日常の生活状況や困りごとなどはないか、話を聞いてみましょう。避難支援者が見つかったり、困りごとから災害時の支援を考えたりなど、計画作成のヒントに繋がるかもしれません。
- ・地図に情報を記入しましょう

⇒要支援者の自宅の場所
避難支援者の自宅の場所
避難所の場所
自宅から避難所までの経路



用意するもの

- ☐ 筆記用具、カラーペン
 - ☐ 個別避難計画(P20～P21 参照)
 - ☐ 地図(避難所までの経路、避難支援者の場所を確認)
 - ☐ 防災マップ※(避難所などが記載されています)
- ※福祉政策課、防災危機管理課にあります



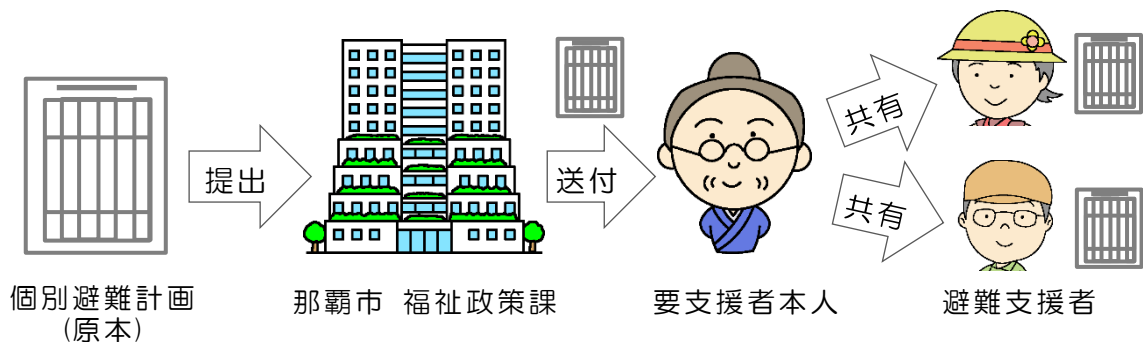
③ 個別避難計画作成の振り返りをしよう

- ・聞き取りメンバーなどで集まり、良かった点や改善したほうがいい点を話し合い、今後の取り組みに活かしていきましょう。



④ 「個別避難計画」(原本)を那覇市 福祉政策課へ提出する

- ・個別避難計画は、本人、避難支援者、市で共有します。
- ・那覇市へ提出された個別避難計画は、市から本人へ送付します。



ポイント

- ◆聞き取りを行うメンバーの役割を事前に決め、要支援者の負担にならないよう3～4人の少人数で行いましょう
- ◆避難支援者がいない場合は、聞き取りメンバーで候補者を見つけ、てあげましょう
- ◆完成した「個別避難計画」は個人情報です。紛失や盗難に注意し、名簿と一緒に厳重に管理しましょう

避難支援者を探すポイント

災害時に避難行動要支援者の避難支援を行う方（避難支援者）は、要支援者の家族や近所の方になります。

しかし、家族がいない方や近所に知り合いのいない要支援者は、避難支援者を見つけることが難しいのが現状です。

地域の方が協力し、要支援者と一緒に避難支援者を探しましょう。

1 要支援者の家族に相談してみる

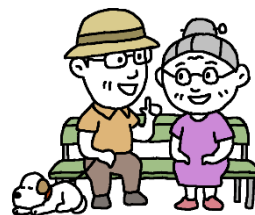
- ・要支援者の家族に、避難支援者になってくれる知り合いがいないか確認してみましょう。

2 要支援者の生活状況から避難支援者を見つける

- ・かかりつけ医や通所施設など、日頃から通っている場所に避難支援者になってくれる知り合いがいないか確認してみましょう。

3 それでも見つからない場合は

- ・要支援者の自宅の近くに自治会班長がいる！
PTCA の役員がいる！
など、聞き取りメンバーで、避難支援者の候補者を探して
その方に相談してみましょう。
- ・情報提供や安否確認は電話で伝えることが出来ます。
どうしても見つからない場合は、電話で情報提供や安否確認を行える方(離れて暮らしている家族など)も検討してみましょう。



避難支援者の役割

■日ごろの取り組み：あいさつなどの声かけ、見守り

■災害時の役割：安否確認、情報提供
避難所への避難支援

※災害時の避難支援などについては義務ではなく、
責任を負うものではありません



ステップ6 日頃の見守りスタート！

お互いに顔見知りであれば、災害時などいざというときに助け合うことが出来ます。

日頃からあいさつをしたり、地域の行事や防災訓練などの機会を利用し、要支援者と顔の見える関係をつくっておきましょう。

① 地域での関係作り

- ・日頃から地域の方にあいさつをしよう
- ・地域の行事などを利用し、声をかけてみよう
- ・「避難行動要支援者名簿」を活用し、見守り活動を行ってみよう



② 要支援者へ「自助」の取り組みを説明してみよう

- ・災害による被害を少なくするためには、要支援者自身で災害に備えることも大切です。
- ・家具の固定や非常用持出品の準備など、災害への備えを行うよう話してみましょう

ご存知ですか？万が一の備え「緊急医療情報キット」

「緊急医療情報キット」とは、持病、薬剤情報などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保存しておくことで、緊急時に救急隊員等が必要に応じキット内の情報を確認します。

ご希望の方は、那覇市社会福祉協議会までお問い合わせください。※キットー式は無料です



那覇市社会福祉協議会 地域福祉課 電話：(098)857-7766

ステップ7 防災訓練に参加してみよう

市で開催する防災訓練に地域で参加したり、災害を想定した訓練を地域で行ってみましょう。訓練では、作成した個別避難計画のとおり避難できるか検証してみましょう。

また、「避難行動要支援者名簿」を活用し、要支援者へ防災訓練に参加してもらうよう声をかけてみましょう。

- ① 要支援者や避難支援者へ声をかけ、防災訓練に参加してもらおう
- ② 防災訓練に参加する

役割を決めよう

避難支援者



要支援者の
避難支援を行う

個別避難計画の
確認を行う方



個別避難計画の
とおり避難でき
るか確認する

観察者



訓練の様子を観察
し、気づいたこと
をメモしておく

用意するもの

- ☐ 個別避難計画
- ☐ 地図
- ☐ カメラ、筆記用具、メモ帳
- ☐ 避難支援に必要なもの
(車いす、筆談器具、拡大鏡など)



③ 防災訓練の振り返りをしよう

- ・訓練中に気づいたこと、地域の支援体制や個別避難計画の見直しなどを行いましょう。

3 個人情報の取り扱いについて

「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」は大切な個人情報です。紛失したり、名簿の情報を避難支援に関係ない方に話すことがないように、個人情報の取り扱いには十分注意しましょう。

避難行動要支援者名簿の管理方法

ステップ1 名簿管理者を決めよう

- ①市からの「避難行動要支援者名簿」を管理する責任者を決めよう
- ②名簿管理簿等を作成し、名簿管理者のもとで名簿を使用しよう

ステップ2 保管場所を決めよう

- ①施錠可能な場所（鍵付きキャビネットや金庫など）で保管しよう

ステップ3 注意事項を決めよう

- ①平常時の見守りや個別避難計画の作成以外には使用しない
- ②名簿は持ち歩かない（落としたら危険です）
- ③名簿はコピーしない、データにしてパソコンに保管しない
- ④名簿管理簿等を作成し、使用するときは管理簿に記入しよう
- ⑤避難支援に関係のない第三者に提供しない
- ⑥名簿情報を他人に漏らさない



してはいけないこと

- × 名簿や個別避難計画をコピーし、地域の人へ配る
- × 知り合いに名簿の情報を話す

4 銘苅小学校区まちづくり協議会での取組紹介



(1) 銘苅小学校区について

地域情報

- 比較的新しい地域
- 若い世代が多い
- 自治会：銘苅新都心自治会、銘苅市営住宅自治会、安岡自治会、新都心銘苅市営住宅自治会、県営天久高層住宅自治会、おもろまち自治会

災害時の課題

- 災害時は那覇新都心に沿岸部、旧市街地から逃げてきた人が殺到する恐れあり

(2) 銘苅小学校区まちづくり協議会について

設立目的

- 平成 16 年 11 月 1 日設立
- 那覇市銘苅小学校区域の地域住民・企業・各種団体で構成され、地域の情報発信の役割を担い、本協議会を通して小学校、PTCA、地域、団体の方々の活動を共有することで、お互いの活動が見え、地域に関わる人々がそれぞれの役割で地域づくりをすすめること

(2) モデル地区事業での取り組み

1 年目（H30 年度）

要支援者制度、防災について学ぶ

- ・ 講話やワークショップを通して、要支援者制度や防災について知識を深める
- ・ 災害時の地域の課題・対策を考える
- ・ 要支援者の避難、誘導方法を学ぶ



2 年目（R1 年度）

要支援者から困りごとなど聞き取りを行う
防災訓練へ参加し、個別避難計画の検証を行う

- ・ 福祉部会の設置
- ・ 要支援者から困りごとなどを聞き取り、個別避難計画の作成支援を行う
- ・ 那覇市総合防災訓練へ参加し、個別避難計画の検証を行う



3 年目（R2 年度）

要支援者から困りごとなど聞き取りを行う
3 年間の取り組みをまとめる

- ・ 要支援者から困りごとなどを聞き取り、個別避難計画の作成支援を行う
- ・ 避難行動要支援者名簿（同意者）を福祉部会と共有し、地域の要支援者を把握する
- ・ モデル地区事業の取り組みを全市へ広げるため、3 年間の取り組みをまとめる

(3) モデル地区事業での取り組み内容の紹介

要支援者の避難・誘導方法の体験

目的

- 災害時に要支援者を安全に避難させるため、要支援者の避難・誘導方法を学ぼう



「JINRIKI(じんりき)」

- ・ 車いすに設置して使用
- ・ 通常の「押す」という車いすの機能に「引く＋前輪を浮かす」という機能をプラス。
- ・ 坂道や砂利、ぬかるみなど押すだけでは移動が困難な悪路でもスムーズな移動が可能。



「おんぶひも」

- ・ 介助者 1 人で要支援者 1 人の避難が可能。
- ・ 階段など車いすが使用できない場合におんぶひもを使用。
- ・ 両手があく。

受講者の感想



道具を使用することで、避難支援が楽になりました。災害に備えて、使い方を事前に知っておくことが大切ですね。

福祉部会の設置

目的

- 要支援者から災害時の避難支援に必要な情報を聞き取る
- 個別避難計画の作成
- 要支援者を地域の支援者に繋げる

福祉部会のメンバー

- ・ 自治会長
- ・ 民生委員
- ・ 地域包括支援センター職員
- ・ 社会福祉協議会の CSW
- ・ 消防団



福祉部会で要支援者マップの作成

那覇市総合防災訓練への参加

目的

- 個別避難計画の検証を行なう



那覇市総合防災訓練への参加

受講者の
感想



薬やおむつなど、避難所に持って行くものを個別避難計画で確認しながら準備したので、スムーズに避難準備ができました。

要支援者と個別避難計画の作成

目的

- 災害時に困ることを把握し、安全に避難できる避難計画を作成する
- 地域で個別避難計画を作成することにより、顔の見える関係を作る。



要支援者からの聞き取り、個別避難計画作成

5 よくある質問

Q 避難行動要支援者の支援を地域で行うのはなぜ？

A 大規模災害が発生した場合、道路の寸断やライフラインの断絶などで自治体・消防・警察などの「公助」である行政機関による救出活動がすぐにできるとは限りません。過去の災害からもわかるように、救助された方のうち、約 9 割が自力または家族や地域の方に救助されています。日頃から地域で顔の見える関係をつくり、避難支援体制を整備しておくことが大切です。

Q 災害時、避難支援者は必ず要支援者を助けないといけないの？

A 避難支援者とは、災害時に要支援者の安否確認や情報伝達、避難誘導などの支援ができる方です。災害時は、避難支援者も被災する可能性があります。まずは避難支援者自身とそのご家族の安全を確保し、そのあとで避難支援をお願いします。避難支援者に法的義務や責任が生じるものではありません。

Q 受領した名簿はどういった活動まで利用は可能なの？

A 名簿を活用した活動とは、以下のとおりです。

平常時：日頃の見守り活動、個別避難計画の作成、防災訓練への参加呼びかけなど、災害時の支援活動に備える取り組み
災害時：安否確認、情報伝達、避難支援など、避難支援活動

Q 受領した「避難行動要支援者名簿」を紛失した場合は、罰則等ありますか？

A 守秘義務違反に対する罰則はありませんが、情報が悪用された場合、要支援者の生活を脅かすことに繋がりますので、取扱いには十分気を付けてください。

様式集

これらの様式は、「避難行動要支援者名簿」の申請や「個別避難計画」の作成時に使用します。

様式	名称	使い方
第1号様式	那覇市 個別避難計画	要支援者ひとり一人の避難計画書です
第1号様式	那覇市 個別避難計画 (記入例)	個別避難計画の記入例です
第2号様式	那覇市避難行動要支援者 名簿提供申請書	名簿の提供を受ける際に 市へ提出する申請書です
第3号様式	那覇市避難行動要支援者 名簿の取扱いに関する誓約書	名簿の保管や情報管理についての誓約書です 申請書と一緒に市へ提出します
第4号様式	那覇市避難行動要支援者 名簿受領書	名簿の受領書です 市から名簿を受領した際に提出します
第5号様式	那覇市避難行動要支援者 名簿紛失届	名簿を紛失した際に市へ提出する紛失届です

那覇市 個別避難計画

フリガナ おなまえ お名前		男・女	けつえきがた 血液型 型 (RH: +・-)	どうきょにん 同居人の 有無	□あり () □なし
じゅうしょ 住所				せいねんがっぴ 生年月日	年 月 日 (歳)
でんわばんごう 電話番号		FAX		メール	
からだ 身体について	(しょうがいやかいごなどのじょうきょう) ☐ 要介護 () ☐ 要支援 () ☐ 身体障害者手帳 (級) ☐ 療育手帳 () ☐ 精神障害者保健福祉手帳 (級) ☐ 難病 () ☐ 目が不自由 ☐ 耳が不自由 ☐ ひとりで立つことや歩くことができない ☐ 杖や歩行器を使用して歩く ☐ 車いすを使用してほしい ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ 寝たきり ☐ その他 ()				
かかりつけ医や 通所施設	(電話)				
びょうめい 病名					
くすり お薬					
きんきゅうれんらくさき 緊急連絡先	なまえ (お名前)	ぞくから (続柄)	じゅうしょ (住所)	でんわ (電話)	

ひなんばしょ 避難場所(公園等)				ひなんじょ 避難所(学校等施設)	
ひなんじょ 避難所で きをつけること	☐ 医療機器の電源が必要 ☐ 人工呼吸器使用 (24時間 ・ 夜間) ☐ 酸素随時必要 ☐ 吸引 ☐ 吸入 ☐ 人工透析 ☐ 人工肛門(ストマ) ☐ 導尿 ☐ アレルギー () ☐ 栄養管理 (経管 ・ 胃ろう) ☐ その他 ()				
ひなんしえんしゃ 避難支援者 (家族や近所の方) ※支援者の方の 了解を得てご記 入ください	なまえ (お名前)	ほんにん 本人との関係 (家族・友人・近所)	じゅうしょ (住所)	でんわ (電話)	
		(家族・友人・近所)			
		(家族・友人・近所)			

上記記載内容に誤りがないことを確認するとともに、個別避難計画の内容については、那覇市、避難支援等関係者、避難支援者で共有することに同意します。

令和 年 月 日

お問い合わせ先 那覇市 福祉政策課

Tel 098-862-9002

氏名

代理人氏名

那覇市 個別避難計画

フリガナ	なは たろう	男・女	血液型 A 型 (RH + -)	同居人の有無 有	☒ あり (妻、息子、娘) ☐ なし
お名前	那覇 太郎				
住所	那覇市泉崎〇-〇 〇〇アパート 101 号室			生年月日	昭和 15 年 4 月 1 日 (80 歳)
電話番号	XXX-XXXX	FAX	XXX-XXXX	メール	〇〇〇@〇〇〇〇
身体について	(障がいや介護などの状況) ☒ 要介護 (1) ☐ 要支援 () ☒ 身体障害者手帳 (1 級) ☐ 療育手帳 () ☐ 精神障害者保健福祉手帳 (級) ☐ 難病 () ☐ 目が不自由 ☐ 耳が不自由 ☒ ひとりで立つことや歩くことができない ☐ 杖や歩行器を使用して歩く ☒ 車いすを使用してほしい ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ 寝たきり ☐ その他 ()				
かかりつけ医	〇〇総合病院 (電話) 098-000-XXXX				
通所施設	デイサービス(施設名: 〇〇) (電話) 098-■■■■-XXXX				
病名	慢性腎不全、高血圧				
お薬	血圧を下げる薬: 〇〇〇〇 (具体的なお薬の名前)				
緊急連絡先	なまえ (お名前)	そくから (続柄)	じゅうしょ (住所)	でんわ (電話)	
	那覇 花子	妻	那覇市泉崎〇-〇	090-0000-0000	
	那覇 次郎	息子	那覇市泉崎〇-〇	080-XXXX-XXXX	

避難場所(公園等)	〇〇公園		避難所(学校等施設)	〇〇小学校	
避難所で 気をつけること	☐ 医療機器の電源が必要 ☐ 人工呼吸器使用 (24時間 ・ 夜間) ☐ 酸素随時必要 ☐ 吸引 ☐ 吸入 ☒ 人工透析 ☐ 人工肛門(ストマ) ☐ 導尿 ☐ アレルギー() ☐ 栄養管理(経管 ・ 胃ろう) ☐ その他 ()				
避難支援者 (家族や近所の方) ※支援者の方の 了解を得てご記 入ください	なまえ (お名前)	ほんにん (本人との関係)	じゅうしょ (住所)	でんわ (電話)	
	那覇 次郎	(家族・友人・近所)	那覇市泉崎〇-〇	080-XXXX-XXXX	
	泉崎 一郎	(家族・友人 近所)	那覇市泉崎〇-〇	080-0000-□□□□	

上記記載内容に誤りがないことを確認するとともに、個別避難計画の内容については、那覇市、避難支援等関係者、避難支援者で共有することに同意します。

令和2年 10月 1日

氏名 那覇 太郎

代理人氏名 那覇 次郎

第 2 号様式（第 7 条関係）

那覇市避難行動要支援者名簿提供申請書

令和 年 月 日

那覇市長 宛

組 織 名

住 所

代表者氏名

印

連 絡 先

当組織は、那覇市避難行動要支援者名簿の提供を申請します。

1 使用目的

2 提供地域

3 保管場所

4 名簿管理者及び名簿を取り扱う従事者

那覇市避難行動要支援者名簿の取扱いに関する誓約書

令和 年 月 日

那覇市長 宛

組 織 名

住 所

代表者氏名

⑩

連 絡 先

当組織は、那覇市避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に係る情報の共有、管理にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）の趣旨を尊重し、これらの規定及び関係規定を遵守するとともに、提供のあった名簿及び名簿情報については、保管・情報を厳重に行い、第三者への名簿及び名簿情報の提供、漏洩及び私的使用しないことを誓約します。

また、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 那覇市から提供を受けた名簿を複写、複製しないこと。
- 2 名簿を所定の保管場所から持ち出さないこと。
- 3 名簿を災害時等の避難支援及び避難支援体制づくり以外の目的に使用しないこと。
- 4 その他那覇市避難行動要支援者名簿取扱要綱並びに関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- 5 災害時等の避難支援及び避難支援体制づくりをしないこととなったとき又は団体が解散等したときは、速やかに提供された名簿を返還すること。

那覇市避難行動要支援者名簿受領書

令和 年 月 日

那覇市長 宛

組 織 名

住 所

代表者氏名

⑩

連 絡 先

当組織は、那覇市から下記のとおり那覇市避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を受領しました。

なお、名簿に記載された情報については、個人情報保護に関する関係法令等の趣旨を尊重し、名簿情報の漏洩や拡散がないよう適切に管理すること、災害時等の避難支援体制づくり及び避難支援活動以外の目的に使用しないことを遵守します。

記

1 地区名

2 人 数

第 5 様式(第 9 条関係)

那覇市避難行動要支援者名簿紛失届

令和 年 月 日

那覇市長 宛

組 織 名

住 所

代表者氏名

㊞

連 絡 先

みだしの件につきまして、下記のとおり報告いたします。

記

1 発生 の 経緯

2 事後 の 経緯

3 被害状況

4 原因及び責任の所在

地域における
避難行動要支援者の
避難支援体制づくり

那覇市
令和３年３月

那覇市 福祉部 福祉政策課
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
TEL : 098-862-9002 FAX : 098-862-0383